**大阪・関西万博「ダンスコンテスト」開催に係る出演者調整及びイベント進行委託業務に係る仕様書**

**１　業務名称**

　　大阪・関西万博「ダンスコンテスト」開催に係る出演者調整及びイベント進行委託業務

**２　業務目的**

　万博の機会を捉え、言語を使わないコミュニケーションツールである「ダンス」を活用し、全国のダンスパフォーマンスチームによるコンテストを実施することで、ダンスを通じて万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」について探求するとともに、大阪の魅力発信を図るもの。

**３　履行期間**

　　令和７年４月14日（月）から令和７年９月30日（火）まで

**４　委託金額**

　　13,600千円（消費税及び地方消費税額を含む）

**５　業務内容及び業務実施に当たり企画提案を求める内容**

　　大阪・関西万博「ダンスコンテスト」開催に係る出演者調整及びイベント進行委託業務として以下の

業務を行う。

　　なお、業務の実施にあたっては、発注者と十分に協議・調整すること。

（１）事業全体の企画運営

　　業務全体を通じ、同日に開催する「高校生EXPOサミット2025（仮称）」企画運営等業務受託者と連携した上で（２）以降の企画運営を行う。

　＜イベントスケジュール＞　※現時点の想定であり、変更の可能性あり

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所要時間 | 項目 | 内容 | 出演者 | 備考 |
| ア | 10分 | オープニング | ・主催者挨拶  ・サミット紹介 | ・主催者  ・MC（サミット） |  |
| イ | 120分 | EXPOサミット | ・各チーム発表と質疑応答  ・著名人講評  ・作文の朗読  ・フォトセッション | ・MC（サミット）  ・サミット発表者  ・著名人  ・作文入賞者 | 本項目は大阪府・大阪市万博推進局が企画及び出演者調整を実施 |
| １０分【休憩（転換時間）】 | | | | | |
| ウ | 180分 | ダンスコンテスト | ・参加者によるダンス  ・ゲストパフォーマンス  ・表彰 | ・MC（ダンス）  ・ゲスト  ・参加者 |  |
| エ | 10分 | エンディング | フォトセッション | 上記全員 |  |

【補足事項】

・万博会期中のイベントとして、ダンスを活用した大阪の魅力発信を行い、国内外からの来場者が楽しむことができるよう、業務の全体像を提案者の強みを活かし、創意工夫をこらして具体的に提案すること。その際、全体像を把握できるよう、業務目的・内容に即して、ビジョンやコンセプト等を明確にわかりやすく示すこと。

・国外からの来場者が多数見込まれることから、多言語対応可能な手法についても提案すること。

・イベントスケジュールのア、イについては大阪府・大阪市万博推進局でプログラム企画及び出演者の調整を行うため、受注者は連携して運営すること。なお、「高校生EXPOサミット2025（仮称）」に係る経費（高校生向けEXPO 教育プログラム関連イベント企画運営等業務の部分）は本事業に含まない。

（２）大阪・関西万博「ダンスコンテスト」の開催

万博会場に建設されるＥＸＰＯホール（シャインハット）を会場とし、参加者及び観覧者がダンスを通じて万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を共感し、誰一人取り残さない社会の実現に必要となる共創の願いを国内外に向けて発信していくとともに、大阪の魅力を発信することを目的に大阪・関西万博ダンスコンテストを実施すること。なお、コンテストのタイトルは「ＭＯＶＥ（夢舞）」とする。

実施にあたっては、同日に開催する「高校生EXPOサミット2025（仮称）」のテーマを踏まえ、イベント間の連携を図ること。

　（イベント会場）

・会場　ＥＸＰＯホール（8,203.91㎡）

<https://www.expo2025.or.jp/expo-map-index/main-facilities/expohall/>

・時期　令和７年７月30日（水）

【補足事項】

|  |
| --- |
| 大阪・関西万博「ダンスコンテスト」の企画運営及び運営体制について、万博会場で行う大規模イベントとして、イベントを通して国内外に大阪の魅力を発信できるよう、創意工夫して具体的に提案すること。ただし、次に掲げる事項がわかるようにすること。  ・イベント全体の概要（プログラム、配置図、タイムスケジュール等）  ・ダンスコンテストを観て・共感できるコンセプト、特徴、内容  ・出演者の他、イベント制作に携わる府立学校生ボランティアスタッフが、イベント終了後に達成感  　や成長を感じることができる活用法について具体的に提案すること。  ・入賞者には賞状や盾、賞品を授与すること。賞品については参加者の意欲が高まるものを提案する  こと。  ・次年度以降も継続して続けていく手法についても提案すること。  ・本イベントの時間帯は1 0 時から1 5 時30 分を想定。  ・会場使用時間は0 時から17 時の範囲で設営・撤去を完了すること。  ・具体的な時間は別途協議の上決定することとする。  ・ダンスコンテストへの参加者及び府立学校生ボランティアスタッフについては、大阪府で募集中の  ため、本委託事業の業務内容には含めない。  募集用HP：<https://expo-move2025.com> |

【留意事項】

|  |
| --- |
| ・イベント開催にあたり、協賛企業を募ることは可能とするが、催事タイトルへの冠及び施設内での企業名の掲示、広告素材の上映については、催事にまつわる関係スポンサーの企業名のみ可能とし、商品名・ブランド名等は不可とする。  　また、協賛企業を募る際はイベント開催に必要な経費について募集することとし、必要以上に収益を出すことがないよう留意すること。  ・入場料について徴取しないこととするが、記念品の制作販売等を行う場合、ロイヤリティの支払い等は受託者が行うこととする。  ・ダンスコンテスト出場者及びボランティアスタッフについては、原則、事前に府で募集し選定した団体及び個人を対象とする。  ・イベントは表彰も含めて３時間以内で提案すること。なお、イベントの時間配分や流れについては受託後に府と協議の上最終決定することとする。  ・表彰に係る賞状や盾、賞品の費用については受託者が負担すること。  ・イベントは３時間以内とし、時間内にコンテスト、ゲストパフォーマンス、表彰を終えられるよう提案すること。  ・施設賠償責任保険、傷害総合保険、事業参加者傷害保険、施設入場者傷害保険等に加入すること。 |

（３）ＭＣ及び審査員ゲストパフォーマーの選定

イベント全体の進行及び盛り上げのため、来場者の認知度が高く著名な人物をＭＣとして起用するとともに一流選手やアーティスト等を招致し、来場者の目に留まるゲストパフォーマンスの時間を一定設けること。また、出演者を公平に審査するとともに、ダンスに精通した人物を審査員として起用すること。

【補足事項】

|  |
| --- |
| ＭＣ及び一流選手やアーティスト等を起用・招致する際は、集客や大阪の魅力発信につながるような人材を提案すること。また、起用・招致の実現可能性についても、過去の実績などを含め具体的に示すこと。また、以下の内容についても留意し提案すること。  ・起用・招致する人物の経歴がイベントの趣旨に沿っているか。  ・ゲストパフォーマンスとして提案者が提案する人物の他に、府立学校選抜チームを登用すること。  ・ゲストパフォーマンスは１組１５分以内で２組提案すること。  ・府立学校選抜チームは府が指定するチームを登用すること。 |

【留意事項】

|  |
| --- |
| ・ＭＣ及び一流選手やアーティスト等については起用・招致が実現できる人物を提案するとともに、その実現性について説明すること。  ・起用する人物の男女比が偏ることのないよう留意すること。 |

（４）出演者等との連絡調整及び進行業務

ダンスコンテストの出場者及びボランティアスタッフ、ならびにＭＣ等とイベント当日までに連絡調整を行い、調整状況については府に報告すること。

また、イベント当日は当日開催する「高校生ＥＸＰＯサミット」との連携を図るとともに、出演者等を円滑に誘導し、滞りなくイベントを進行すること。

【留意事項】

|  |
| --- |
| ・事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせることなく、個人情報の取り扱いには十分留意すること。  ・知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。 |

（５）来場者の満足度調査及びレガシーの創出業務

　来場者の満足度を取得し、効果を検証することで、イベント終了後も、イベント出演者や府立学校生ボランティアスタッフ等が万博のレガシーを継承するとともに、単年度のイベントに留まらない提案がなされているか。

【補足事項】

|  |
| --- |
| ・来場者の満足度を取得・分析する具体的な手法について提案すること。  ・イベント終了後も、出演者や府立学校生ボランティアスタッフ等が万博のレガシーを継承するとともに、単年度のイベントに留まらず、来年度に繋がるイベントとなるよう提案する事。 |

【留意事項】

|  |
| --- |
| ・満足度を調査する際に、不必要な個人情報を収取するこがないよう留意すること。 |

（６）イベントのＰＲ業務

ダンスコンテスト及び大阪府の魅力発信・来場者獲得に向け、ＳＮＳやメディア等を効果的に活用し府内外に広く広報する手法について提案すること。

【補足事項】

|  |
| --- |
| ・イベントの楽しさや躍動感が伝わり、インパクトのある広報物を制作すること。  ・起用・招致する著名人等を活用した広報プランについて提案すること。  ・その他、イベント当日までの広報についてメディアの活用等、創意工夫のある提案をするとともに、その実現可能性についても具体的に示すこと。 |

【留意事項】

|  |
| --- |
| ・広報物制作にあたっては、個人情報の保護を徹底するとともに、人権侵害につながることがないよ  う留意すること |

（７）運営体制・全体スケジュール等作成業務

業務実施に必要なスキルを有した人員や業務全体を統括する責任者を配置するなど、府や関係機関との調整を含め、業務を計画的かつ効率的に実施できる体制を構築すること。

スケジュール管理を適切に行い、業務を円滑に遂行できる契約期間内の全体スケジュールを示すこと。

過去に、同種又は類似の事業実績を有する場合は、それらを具体的に示すこと。

【補足事項】

|  |
| --- |
| ・実施に関し、想定している連携事業者・機関等があれば、積極的に提案すること。 |

**６　委託業務にかかる留意事項**

（１）成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの（原稿及び写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、発注者に帰属するとともに、本事業終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。

（２）受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

（３）出演者等の調整は原則受注者が行うものとする。

（４）使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が

行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。

（５）成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

（６）本業務の実施にあたっては、事前に受注者は発注者と十分協議して進めていくこととし、その最終決定に際しては、発注者は受注者と協議の上、企画提案内容から修正できるものとする。

**７　委託業務の一般原則**

（１）業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。

（２）受注者は、不測の事態により業務を実施することが困難になった場合には、遅延なくその旨を発注者に連絡し、その指示に従うものとする。

（３）受注者は、業務の過程において発注者から指示された事項については、迅速かつ的確に実施するものとする。

（４）本業務を通じて知り得た情報（個人情報を含む）は、業務実施以外の目的で利用してはならない。

（５）本業務の実施で得られた成果（著作物等）、情報（個人情報を含む）等については、発注者に帰属する。

（６）再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定する。

（７）本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。

**８　委託業務の実施状況の報告**

（１）受注者は、契約締結後、定期に本業務の実施状況を書面により発注者に報告すること（報告様式自由）。なお、イベントを実施する場合は、イベントごとの終了後に実施状況を書面により発注者に報告すること。

（２）受注者は、業務が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。

（３）発注者は、必要に応じて、業務内容等について臨時に報告を求めることがあるため、協力すること。

（４）記録写真の撮影等

イベントの様子や全体像が分かるように録画や撮影等を行い、大阪府に提出すること。なお、記録物は、大阪府が府民等に施策の情報を発信する際に使用すること等が想定されるため、これらの用途としても活用できるよう、権利関係等の処理を行うこと。

提供方法は、電子データにより納品することとし、イベント実施後すみやかに提出すること。

**９　書類の保存**

受注者は、全ての証拠書類を整備し、事業年度終了後１０年間保存するものとする。

**10　委託業務完了後、発注者へ提出するもの**

受注者は、業務終了後、完了報告書（正副１部ずつ）及び成果物等の電子データを発注者に提出すること。（詳細は別途協議とする。）

**11　その他**

（１）受注者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。

（２）受注者は、業務開始時までに業務計画書（スケジュール）を発注者へ提出すること。

（３）受注者は、契約締結後、業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。

（４）受注者は、見積りの詳細について、発注者と本事業の委託契約を締結する際に協議すること。

（５）発注者は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定する契約締結及び事業実施に当たっては、必ず大阪府と協議を行いながら進めること。

（６）受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。

（７）本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。